

西条市立周桑病院経営強化プラン

令和6年3月
西条市

目次

- 1 病院経営強化プラン策定について . . . P 1
 - (1) 経営強化プラン策定の趣旨
 - (2) 経営強化プランの期間
 - (3) 点検、評価と見直し
- 2 周桑病院の現状 . . . P 4
 - (1) 病院施設
 - (2) 入院・外来患者数
 - (3) 経営状況
- 3 役割・機能の最適化と連携の強化 . . . P 5
 - (1) 愛媛県地域医療構想等を踏まえた周桑病院の果たすべき役割・機能
 - (2) 地域包括ケアシステムにおける病院の果たすべき役割・機能
 - (3) 機能分化・連携強化
 - (4) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標
 - (5) 一般会計負担の考え方
 - (6) 住民の理解のための取組み
- 4 医師・看護師等の確保と働き方改革 . . . P 8
 - (1) 医師・看護師等の確保
 - (2) 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保
 - (3) 医師の働き方改革への対応
- 5 経営形態の見直しの検討状況について . . . P 10
- 6 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組み . . . P 10
- 7 施設設備の最適化 . . . P 11
 - (1) 施設設備の適正管理について
 - (2) デジタル化への対応について
- 8 経営の効率化 . . . P 11
 - (1) 経営指標に係る数値目標
 - (2) 目標達成に向けた具体的な取組み
 - (3) 経営強化プラン期間中の収支計画

1 病院経営強化プラン策定について

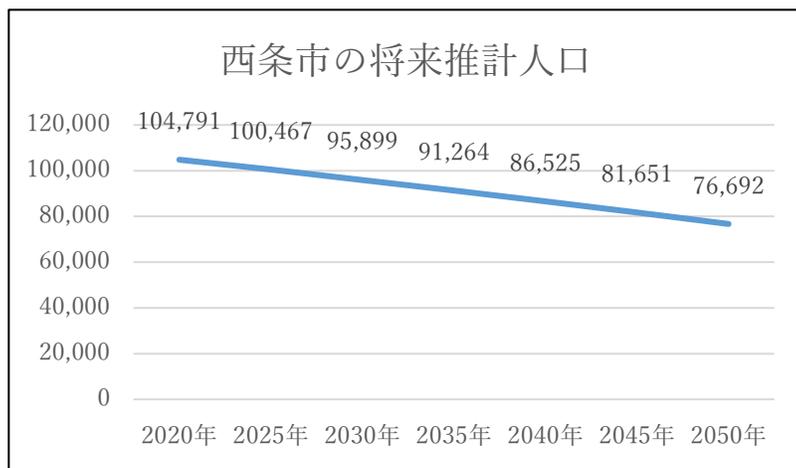
(1) 経営強化プラン策定の趣旨

本市においては、平成21年3月に「西条市立周桑病院改革プラン」を策定し、市立病院に指定管理者制度を導入することで、平成16年に開始した新しい医師の臨床研修制度が招く医師不足等により悪化していた公立病院の経営状況を改善し、安定した地域医療の提供体制を構築しました。

また、平成29年3月には、「西条市立周桑病院新改革プラン」を策定し、以前のプランで策定した経営の効率化等の視点に、「愛媛県地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた視点に立った改革を進め、新たに地域包括ケア病床の整備推進や在宅医療の充実等に取り組み、市内唯一の公立病院として使命感を持ち、地域住民の健康と生命を守ってきました。

本市が、平成16年の二市二町合併を経て、周桑病院企業団が西条市立周桑病院に移行した当時と比較すると、116,455人（平成16年11月1日）であった人口が、104,955人（令和5年3月31日）と1割近く減少しています。国立社会保障・人口問題研究所のデータによると、2050年の本市人口は76,692人と将来的にさらなる人口の減少が見込まれます。

(参考) 西条市の将来推計人口グラフ (単位：人)



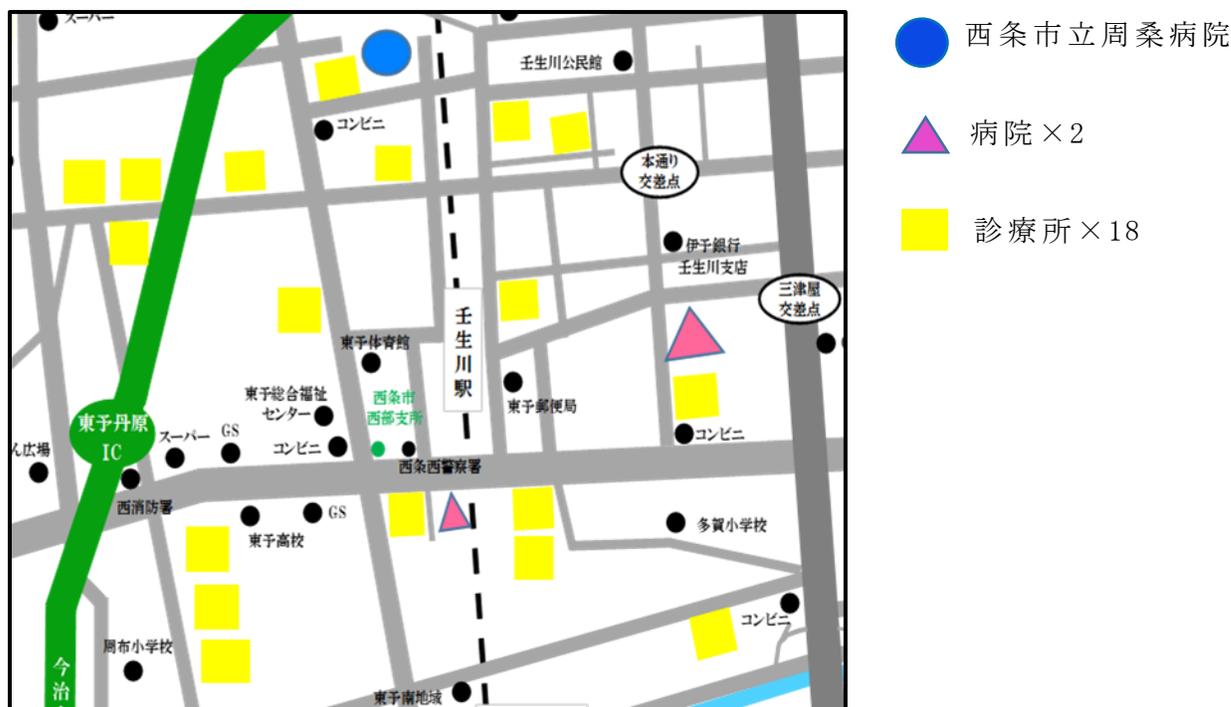
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年）」

さらに、地域における深刻な医師不足、医療従事者不足、近隣に複数の医療機関が開設されていることから生じる収益確保の難しさに加え、市の財政状況の悪化による病院事業への負担金抑制など、公立病院を取り巻く環境は一層厳しくなることが予想されます。

(参考) 西条市立周桑病院の医師数比較表 (平成22年度当初と令和4年度末)

項目	内科	外科	脳神経外科	産婦人科	眼科	整形外科	皮膚科	泌尿器科	放射線科	循環器内科	耳鼻咽喉科	小児科	計
平成22年4月	4人	1人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	11人
令和5年3月末	3人	2人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	0人	休止	休止	10人

(参考) 西条市立周桑病院周辺の医療機関マップ



出典：西条市救急医療対策協議会
「西条市西部地区 医療機関所在マップ」

しかし、周桑病院は、今日まで経営安定に向けた取組をはじめ、市独自の医師確保奨学金貸付制度による医師確保対応、愛媛大学医学部の地域医療寄附講座の開設、地域包括ケア病棟の充実など各種取組を実施することにより、地域医療の確保に努めてきました。

なにより周桑病院は、複数の診療科を有し、また、二次救急病院として地域の救急医療体制の一翼を担うとともに、大規模災害時に市内他地域の被害状況によっては、市内全域の拠点としての役割も担うことから、市内西部地域はもとより、本市全体の市民の生命を守っていくうえで重要な医療機関です。

こうしたことから、病院として必要な役割や指標を掲げた「西条市立周桑病院経営強化プラン」を策定し、将来にわたり地域医療の拠点として持続可

能な病院経営を目指し、経営強化に取り組むこととしています。

(2) 経営強化プランの期間

令和6年度から令和9年度までとします。

(3) 点検、評価と見直し

常にプランの進捗状況を確認し、点検、評価に基づく改善を図るため、毎年度、決算に基づいて各指標の達成状況や計画事項の実施状況を整理します。

経営強化プランの計画期間中において、愛媛県地域医療構想や市の計画との整合から、変更等の必要性が生じた場合は、それに見合った修正を行います。

2 周桑病院の現状

周桑病院の現状を下記にまとめています。数値等は、指定管理者制度導入以前と比較するため、平成21年度の実績を入れてしています。

(1) 病院施設

管理運営	指定管理者 医療法人専心会
病院管理者	理事長 雁木 淳一
所在地	西条市壬生川131
病床数	一般病床 185床
標ぼう科目	内科、外科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、眼科、放射線科、肛門外科、循環器内科、整形外科、神経内科、産婦人科、精神科、小児科、麻酔科、耳鼻咽喉科
職員数	【令和5年4月1日現在】177人 内訳：正規職員145人 契約職員等32人

(2) 入院・外来患者数

(単位：人、%)

項目		平成21年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入院	年間延べ	27,592	31,374	29,729	28,532	28,951	28,762
	一日平均	75.6	86.0	81.2	78.2	79.3	78.8
	稼働病床利用率	72.7	81.5	73.8	69.8	70.8	70.4
外来	年間延べ	71,439	55,767	55,598	51,733	51,281	50,110
	一日平均	295.2	228.6	228.8	212.9	211.9	206.2
患者数合計		99,031	87,141	85,327	80,265	80,232	78,872

※稼働病床とは、休床及び過去1年患者を収容しなかった病床を除いた病床
周桑病院は112床

(3) 経営状況

(単位：%)

項目	平成21年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収支比率	62.7	102.1	100	101.2	103.4	108.2
医業収支比率	42.5	92.6	91.9	89.8	92.3	88.4
許可病床利用率	21.6	25.6	43.9	42.3	42.9	42.6

※許可病床とは、医療法に基づき、「患者収容定員」として許可を受けた病床
周桑病院は185床

3 役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 愛媛県地域医療構想等を踏まえた周桑病院の果たすべき役割・機能

愛媛県地域医療構想は、団塊の世代が75歳以上を迎え、全国的に医療や介護に大きなニーズが見込まれる2025（令和7）年を見据え、それぞれの構想区域において、機能区分（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）別の医療需要、必要病床数を明らかにし、必要な医療提供体制の確保を進めるため、病床の機能分化・連携、在宅医療の充実、医療従事者の確保・養成に係る施策を示し、医療関係者の主体的な取組み等につなげていくことを目指しています。

周桑病院は市内唯一の公立病院として、地域住民すべてに適切な医療を提供するとともに、二次救急対応医療機関として政策的な医療を担っています。

また、災害発生時には、市防災計画や関係要領等に基づき、医療救護活動や医療救護班の派遣に努めます。

現在、地方の医師不足の影響は大きく、市内いずれの二次救急対応医療機関も医師の負担軽減を行いつつ医療提供体制を維持することが重要課題であることから、医療機関や介護施設等と協力関係を深め地域医療を維持します。

なお、周桑病院は、地域で限られた医療従事者によって支えられており、現状の医師・看護師数に合わせ、許可病床185床のうち65床を休床して運営を行っています。この休止病床については、当市の地域医療の在り方に沿い、今後の運用を考えていくこととします。

※令和6年度と令和9年度の病床数

項目	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
令和6年度	0	60	60	0	65	185
令和9年度	0	60	60	0	65	185

① 病床機能分化・連携

地域医療構想において、令和7年度には地域で不足が見込まれる回復期のための地域包括ケア病床の整備を進めます。

（地域包括ケア病床）

地域包括ケア病床とは、入院治療後、病状が安定した患者に対して、在宅や介護施設への復帰に向けた診療・看護・リハビリ・退院調整等を行う病床です。

② 在宅医療の充実

地域包括ケアシステムの推進に資するため、地域医療連携室を中心とし、在宅医療を推進します。また、市西部地域における医療機関、保健・福祉サービス機関等との施設間連携を充実します。

(地域包括ケアシステム)

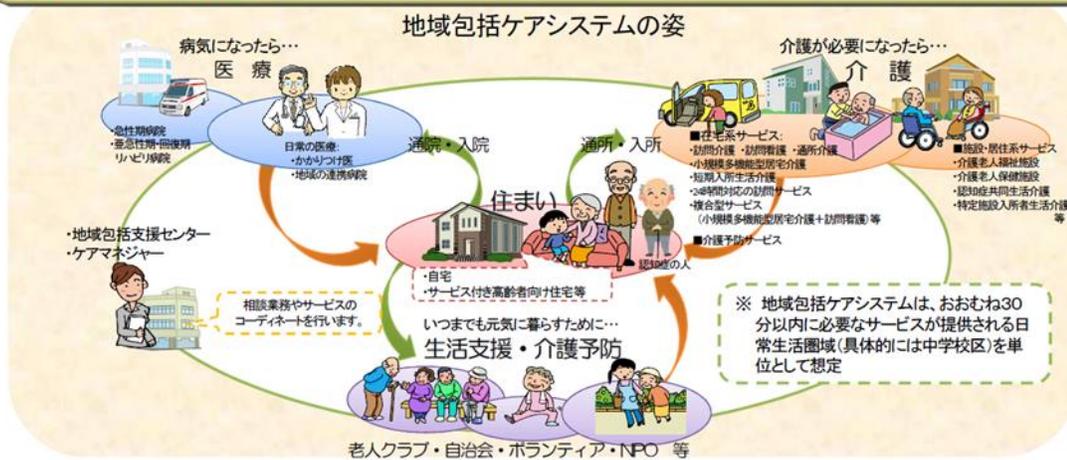
日本は、諸外国に類を見ないスピードで高齢化が進行しています。この状況下、団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

国においては、この令和7年を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、いつまでも続けることができるよう、生活に必要な要素である住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めています。

本市においても、自主性をもって、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの取組を進めています。

(参考) 厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



(2) 地域包括ケアシステムにおける病院の果たすべき役割・機能

地域包括ケアシステムの構築・推進のため、医療機関をはじめとした関係施設との連携強化を図り、在宅医療推進に向けた取組みを行います。

- ① 地域医療連携室等による退院支援の取組み
- ② 近隣医療機関、介護保険施設等との交流会実施による連携強化
- ③ 認知症研修会などへの参加による職員のスキルアップ
- ④ 行政、関係機関との情報共有
- ⑤ 回復期病床（地域包括ケア病床）の確保

(3) 機能分化・連携強化

愛媛県地域医療構想において、周桑病院のある新居浜・西条構想区域では、地域住民の誰もが適切な医療を受け、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域全体で治し支える「地域完結型医療」を目指しています。

周桑病院は、二次救急対応医療機関として、急性期機能を維持しつつ、回復期機能を担い、その機能を果たす中で近隣医療機関と連携を強化することとします。

※市内の二次救急対応医療機関は、令和4年度末時点で6カ所となります。

(4) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標

市内唯一の公立病院として質の高い医療機能を十分に発揮し、地域において他の病院等との連携強化を検証する観点から期間内に達成する次の数値目標を設定します。

内容	詳細	目標数値	令和4年度実績
医療機能に係るもの	救急車受入件数	850件/年	821件/年
医療の質に係るもの	訪問看護件数	1,800件/年	1,604件/年
連携の強化等に係るもの	紹介率（注1）	42.0%	39.7%
	逆紹介率（注2）	25.0%	24.7%

（注1）紹介率

初診患者数のうち、他の医療機関から紹介されて受診した患者の割合
紹介率、逆紹介率は地域の医療機関との連携の度合いを示します。

○計算式＝紹介患者数／初診患者数×100

（注2）逆紹介率

初診患者数に対する他の医療機関へ紹介（逆紹介）した患者数の割合

○計算式＝逆紹介患者数／初診患者数×100

(5) 一般会計負担の考え方

公立病院は、原則として地方公営企業法により独立採算となっておりますが、一部の例外については、同法第 17 条の 2（経費の負担の原則）により、一般会計が負担することを定めています。

公立病院として、救急医療の確保や病院の建設改良に要する経費については、地域医療構想を踏まえ、今後も安定的に質の高い医療を提供するため、国の定める繰出基準の範囲内において、市の財政状況を見ながら、適正な繰入を行ってまいります。

(6) 住民の理解のための取組み

新居浜・西条医療圏域のみならず、近隣の自治体も含め、周桑病院が果たすべき役割や他の医療機関等との連携のあり方については、市民の皆様の十分な理解が必要であることから、ホームページや広報紙等を通じ、必要な情報提供に努めてまいります。

4 医師・看護師等の確保と働き方改革

(1) 医師・看護師等の確保

医師確保については、大学医局への働きかけ、県や市の医師確保奨学金制度、初期臨床研修制度による受け入れ、人脈や紹介会社の活用等、あらゆる機会を捉え、精力的に取り組んでまいります。特に、内科の常勤医師確保は急務と考えています。

また、医師にとって働きやすい職場環境の整備に努めます。

看護師については、新卒・中途採用者別の採用時研修等、きめ細かな研修制度や復職支援プログラムを構築してまいります。

また、看護師奨学金制度を活用し、若手看護師の計画的な採用に努めてまいります。

その他、周桑病院に勤務するすべての職員が、誇りと高い意欲を持って働くことができるよう“職員にとっても魅力ある病院づくり”に努めてまいります。

(2) 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保

研修医や医学生の受入を積極的に行い、周桑病院や西条市の医療に関心を持つ医師を増やすことは、将来の医師確保に繋げる観点からも重要な取組です。

周桑病院は、中規模の病院であるが故に、研修医の関心や技量に応じたきめ細かな指導が受けられること、各診療科・各部門の垣根が低くチーム医療

が学びやすいこと等を積極的にPRしてまいります。

(臨床研修)

医師法の定めにより、診療に従事しようとする医師は、二年以上、指定された病院で研修を受けることとなります。これが臨床研修と言われます。

医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格をかん養し、プライマリ・ケア(注3)を中心に幅広く医師として必要な診療能力を効果的に身に付けることができるかとされています。

(注3) プライマリ・ケア

プライマリ・ケアとは、患者の抱える問題の大部分に対処でき、かつ継続的なパートナーシップを築き、家族及び地域という枠組みの中で責任を持って診療する臨床医によって提供される、総合性と受診のしやすさを特徴とするヘルスケアサービスです。

(3) 医師の働き方改革への対応

医師の働き方改革において、医師の時間外労働規制が開始される2024年4月に向け、周桑病院では原則、A水準(年間960時間未満)に収まるよう、医師の業務負担の軽減や業務の効率化に取り組んでまいります。

現在、医師の事務負担の軽減のため、医師事務作業補助体制加算1(25:1)を採用していますが、その医師事務作業補助者の定着を図ります。

次に、コメディカルへの一定の業務移管を推進してまいります。

※コメディカルとは、医師や歯科医師の下で医療業務を行う者の総称であり、看護師や薬剤師等の職種となります。

(参考) 厚生労働省「令和5年度 第1回医療政策研修会」より抜粋

医師の働き方改革

■ これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。

■ こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。

■ **地域医療提供体制の改革**や、各職種専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】 病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働
特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】 36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】 患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿 労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

+

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

+

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の最適配置の推進
(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の医師偏在の是正

国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスクシフト/シェアの推進
(業務範囲の拡大・明確化)

↓ **一部、法改正で対応**

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革(講習会等)
- ・医師への周知啓発等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4~) 法改正で対応

地域医療等の確保	医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	医師の健康確保	
医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成 評価センターが評価 都道府県知事が指定 医療機関が計画に基づく取組を実施	A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務	面接指導 健康状態を医師がチェック 休息時間の確保 連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)	
	連携B (医師を派遣する病院)			1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務
	B (救急医療等)			1,860時間		義務
	C-1 (臨床・専門研修)			1,860時間		義務
C-2 (高度技能の修得研修)		1,860時間	義務	義務		

5 経営形態の見直しの検討状況について

周桑病院は、平成21年2月に市医療体制や周桑病院の運営手法などについて、有識者や医療関係団体などによる西条市医療基本構想策定委員会の答申を受け、「西条市立周桑病院改革プラン」を策定し、平成22年度より指定管理者制度(利用料金制)を導入しています。

指定管理者制度導入後、令和4年度まで経常収支は黒字ですが、不測の事態も考えられることから、現行の経営形態の下、患者数を注視し、さらに健全経営を目指すこととします。

6 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組み

新型コロナウイルス感染症対応として、周桑病院は、発熱外来診療病院等の役割を担ってきました。

今後、新型コロナウイルス感染症対応で得た知見を活用し、新興感染症の感染

拡大時に備え、感染拡大時の対応病床や転用しやすいスペースの整備、感染拡大時を想定した専門人材の確保・育成、感染防護具の備蓄、院内感染対策の徹底やクラスター発生時の対応方針等について、より具体的に検討し、それを実践してまいります。

7 施設設備の最適化

(1) 施設設備の適正管理について

周桑病院の建物は、西館は昭和56年、本館は平成7年と、建設から相当の期間が経過しています。これまで、建物、機械設備等について、適宜、更新を行い、機能の維持を行ってきました。

現時点で、病院に関する施設の更新計画はありませんが、今後も病院施設を適切に管理していくため、予防保全型の対策を進め、長寿命化を図り、管理運営コストの削減や設備などの省エネルギー化を推進します。

その上で、病院機能に必要なものについては、その整備を検討することとします。

なお、今後建物の老朽化がすすむにあたり、当市の地域医療の在り方に沿った施設・設備機能について方針を考えていくこととします。

(2) デジタル化への対応について

現在、電子カルテは導入済みであり、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）及びこれを活用した薬剤情報や特定健診情報の連携については対応済みです。今後、予定される電子処方箋の運用等につきましても速やかに対応してまいります。

また、他の病院では導入の進んでいる院内無線LAN（Wi-Fi）によるインターネット接続環境についても、患者の利便性向上の点から整備を検討することとします。

情報セキュリティについては、個人情報漏洩やサイバー攻撃に対する対策について安全管理に努めていきます。

8 経営の効率化

周桑病院の理念は“人に優しい病院、信頼される病院、地域に貢献する病院”ですが、これを継続的に実現していくためには、医療提供の前提となる経営基盤を確立していかなければなりません。

本計画期間においては、経営上の最重要目標を“経常収支黒字の確保”と定め、医療の質の向上等による収益確保や経費削減等、経営の効率化に向けた取組を推進してまいります。

(1) 経営指標に係る数値目標

内容	詳細	目標数値	令和4年度実績
収支改善に係るもの	経常収支比率（注4）	100%以上	105.70%
	修正医業収支比率（注5）	90%以上	87.10%
収入確保に係るもの	入院患者1人1日当たり収益（注6）	38,000円	37,171円
	外来患者1人1日当たり収益（注7）	8,000円	7,944円
経費削減に係るもの	材料費比率（注8）	10.0%	10.1%
経営の安定性に係るもの	医師数	11人	10人
	看護師数	70人	68人

(注4) 経常収支比率

○計算式：経常収益÷経常費用（公営企業会計における算出方法。100%を上回ると経常黒字となる）

(注5) 修正医業収支比率

○計算式：修正医業収益（医業収益－他会計負担金等）÷医業費用（医業収益から一般会計繰入金を引き、医業費用で除したもの）

(注6) 入院患者1人1日当たり収益

○計算式：入院収益÷年延入院患者数×100

(注7) 外来患者1人1日当たり収益

○計算式：外来収益÷年延入院患者数×100

※注6、注7は平均単価を示す指標

(注8) 材料費比率

○計算式：材料費÷医業収益（営業収益）×100

※医業収益の中で、材料費が占める割合を示す指標

医師数、看護師数については、必要数を確保・維持し、病院機能を安定させることが肝要となります。

(2) 目標達成に向けた具体的な取組み

ア 患者数の維持・増加の取組み

入院患者数と外来患者数は相関関係にあるため、接遇の向上や患者アンケートによるニーズ把握に努め、患者サービスの向上を目指し、併せて近隣医療機関との連携から患者紹介率の向上を目指します。

イ 救急患者への対応

二次救急医療体制を維持し、他の二次救急対応医療機関と連携しながら救急患者の受け入れに努めます。

ウ 在宅医療推進の取組み

院内にある地域医療連携室の活動や、地域包括ケア病床の整備を進め、地域の老人保健施設等の交流・意見交換会の場に参加し、情報収集を進め、地域に密着した診療体制の構築に努めます。

エ 人材確保

「4 医師・看護師等の確保と働き方改革」における医療従事者の確保に加え、必要に応じてその他の人材確保を勧めます。

併せて、職場環境の改善を研究し良好なものにする取組みを行います。

オ 健康診断や人間ドックの増加

受検者に配慮し、待ち時間等の無駄を省いた効率的なサービスを構築することにより、健康診断や人間ドックの受検者増加に努めます。

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人間ドック受検者数	3,020人	3,329人	3,299人	3,287人	3,170人

カ 経費の抑制・見直し

医療機器等の更新は、必要性や費用対効果を充分考慮し計画的に行います。薬品や診療材料については適切な在庫管理を行います。

総合的に経費を抑制するため、その必要性を検討し、永続的に周桑病院の運営ができる体制を構築します。

(3) 経営強化プラン期間中の収支計画

ア 収益的収支

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	決算額	見込額	計画額			
1 収益的収入(A) (B) + (F)	1,986,910	1,726,160	1,735,844	1,741,915	1,734,608	1,730,975
(1)経常収益(B) 次の(C), (E)合計	1,984,867	1,726,050	1,735,734	1,741,805	1,734,498	1,730,865
①医業収益(C)	1,637,676	1,490,966	1,557,000	1,593,000	1,593,000	1,593,000
上記①のうち 他会計負担金等(D)	41,385	41,385	41,385	41,385	41,385	41,385
③医業外収益等(E)	347,191	235,084	178,734	148,805	141,498	137,865
(2)特別利益(F)	2,043	110	110	110	110	110
2 収益的支出(G) (H) + (K)	1,838,989	1,704,021	1,710,946	1,723,583	1,717,687	1,713,184
(1)経常費用(H) 次のI, J合計	1,834,081	1,703,511	1,710,436	1,723,073	1,717,177	1,712,674
①医業費用(I)	1,806,667	1,687,954	1,698,950	1,715,950	1,710,950	1,705,950
②医業外費用(J)	27,414	15,557	11,486	7,123	6,227	6,724
(2)特別損失(K)	4,908	510	510	510	510	510
3 収益的収支差額 (A) - (G)	147,921	22,139	24,898	18,332	16,921	17,791
4 経常収支比率 (B) ÷ (H)	108.2%	101.3%	101.5%	101.1%	101.0%	101.1%
5 医業収支比率 《(C) - (D)》 ÷ (I)	88.4%	85.9%	89.2%	90.4%	90.7%	91.0%

イ 資本的収支

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	決算額	見込額	計画額			
1 資本的収入	323,375	138,898	126,459	168,540	77,710	129,249
2 資本的支出	378,447	215,276	203,547	224,062	126,821	179,051
3 資本的収支差額	△ 55,072	△ 76,378	△ 77,088	△ 55,522	△ 49,111	△ 49,802